議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

１　改正の理由

人事院勧告に基づく国家公務員及び職員の給与改定に準じて期末手当の支給割合の改定を行うため、関係する条例の一部を改正するものである。

２　改正の概要

⑴　第１条関係（議会議員）

令和８年１２月期の期末手当の支給割合の改定

「１００分の２３２．５」→「１００分の２３７．５」　（＋０．０５月）

⑵　第２条関係（議会議員）　＊令和９年４月１日以降

期末手当の支給割合の改定

「１００分の２３７．５」→「１００分の２３５」

⑶　第３条関係（市長・副市長）

令和８年１２月期の期末手当の支給割合の改定

「１００分の２３２．５」→「１００分の２３７．５」　（＋０．０５月）

⑷　第４条関係（市長・副市長）　＊令和９年４月１日以降

期末手当の支給割合の改定

「１００分の２３７．５」→「１００分の２３５」

⑸　第５条関係（教育長）

令和８年１２月期の期末手当の支給割合の改定

「１００分の２３２．５」→「１００分の２３７．５」　（＋０．０５月）

⑹　第６条関係（教育長）　＊令和９年４月１日以降

期末手当の支給割合の改定

「１００分の２３７．５」→「１００分の２３５」

３　施行期日

第１条、第３条及び第５条　令和９年１月１日から施行し、令和８年１２月１日から適用する。

第２条、第４条及び第６条　令和９年４月１日から施行する。

≪参考≫

期末手当支給割合の改定

	６月期	１２月期	合計
令和８年度 （改正前）	2.325	2.325	4.65
令和８年度 （改正後）	2.325	**2.375**	**4.70**
令和９年度 以降	**2.35**	**2.35**	**4.70**

※支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。